

審査受託機構柔整療養費適正化システム(支払業務仕様)

1. 審査受託機構柔整療養費適正化システムの一部として「支払業務」を受託する意義
柔道整復師に振込口座を安易に変更しないよう指導していくことにより、支払われる療養費が、反社会的勢力に利用されないようになり、専ら利潤行為を目的とする療養費の請求等を排除していくことが可能になる。療養費の公共性を考えて組織的に高い営利性が認められるような療養費請求を排除していくことができる。支払業務を受託することにより支払業務合理化と適正化に寄与できる。
2. 保険者より振込依頼をしたい振込口座マスター(リスト)を申し受ける。(振込口座の追加或いは変更がある場合はその都度連絡をいただく。)
3. 支払業務フロー
 - A) 申請書中に振込口座変更がない場合
 - ① 保険者より振込依頼したい申請書(保険者により被保険者資格審査確認済み)が審査受託機構に送られてくる。
 - ② 審査受託機構に送られてきた申請書の事務的審査を行う。(申請書上に必要要件の記入が全てあるかどうかの確認。患者名、記号番号、契約番号、振込口座口座、請求額、費用額等)
 - ③ 審査受託機構で振込合計額の確認、保険者への連絡。
 - ④ 審査受託機構で保険者より合計額が振り込まれたかの確認。
 - ⑤ 上記申請書に振込口座の変更等がない場合は振込業務に入る。
 - ⑥ 振込完了後は、そのデータを紙及びDVD(保険者よりファイルレイアウトの指定がある場合は初期費用が発生する)にて保険者に納品する。
 - B) 上記申請書中に振込口座の変更がある場合
 - ① 保険者からの変更指示がある場合はそのまま変更を実施する。
 - ② 保険者より変更指示がなく突然申請書上で振込口座変更をしてきた(審査受託機構での発見)場合は、柔道整復師に振込口座変更のための振込口座変更理由書の提出をお願いする。(審査受託機構作成の文書による。振込口座変更理由書の提出がない場合は支払を保留とする。振込口座変更理由書が提出された場合は、その振込口座変更理由書の内容審査を実施しその理由によっては変更が直ぐに実施できない場合がある。)
 - ③ 柔道整復師より振込口座変更理由書の返信がない場合は、支払保留とし保険者と相談する。
 - ④ 柔道整復師より振込口座変更理由書が提出された場合は、振込口座変更理由書の内容審査を行う。
4. 振込口座変更は原則、容易にできないことの書面を事前に保険者名で過去に振込実績のある柔道整復師に郵送する。(有償で代行業務として取り扱う。ただし送付先名簿は保険より提出していただく)
5. 振込口座変更が発生するのは所謂個人請求者が殆どである。いずれかの柔道整復師団体に所属している場合はその所属団体の口座に振り込むことになる。柔道整復師団体に所属し

ながら、個人の口座に振り込みを要求してくる柔道整復師がいた場合は、その理由を書面にて提出願う。

6. 振込口座変更のルール
 - ① 保険者から振込口座変更指示のある場合はその通りに実施する。
 - ② 保険者が振込口座変更疑問のある場合は審査受託機構がその審査依頼を受ける。この時保険者より依頼書をもらい受ける。
7. 振込口座変更理由書記載内容
 - ① 口座変更の理由
 - ② 変更する口座は誰のものであるか。
 - ③ 施術管理者との関係はどのようになっているのか。
 - ④ 変更は、一年間で2回まで。(予め文書通知しておく)
8. 振込の実施は保険者より当月分の支払分全額が審査受託機構口座に振り込まれてから各柔道整復師及び柔道整復師団体に振り込む。
9. 振込手数料は、実費を保険者に請求する。

以上

【お見積書作成のための質問事項】

1. 申請書の送付から納品までのスケジュールについて
2. 支払日はいつに設定されますか(毎月20日?)
3. 支払明細書の送付は柔整団体のみへの発送でよろしいですか。
4. 明細書の内容について(どのくらいの明細内容を現在提出されていますか。)
5. 審査をして柔整師側に算定ミスがあったような場合の取扱いはどのようにされていますか。
6. 支払後の金額訂正が発生した場合、支払後の返却が発生した場合の取扱いはどのようにされていますか。
7. 支払に関する問い合わせは現在どのような状況ですか。(件数と内容)
8. 振込口座変更のルールは上記の通りでよろしいですか。
9. 振込手数料についてはどのようにお考えでしょうか。
10. 支払業務の導入はいつごろからとお考えでしょうか。
11. 見積書の形態は毎月の請負形式・単価形式どちらをご希望でしょうか。

以上